

「福知山市プレミアム付商品券」加盟店募集のご案内

この度、福知山市では消費税・地方消費税の10%引上げに伴い、低所得者や3歳児未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起させるため、プレミアム付商品券（プレミアム率25%）を発行します。その取扱いをいただく加盟店を以下の条件で募集いたします。

1 対象事業所

小売業、飲食業、サービス業、運輸・通信業、建設業などを営み、且つ市内に事業所・店舗があり営業している事業所（但し、風俗・娯楽など本事業の目的にそぐわない業種を除く。）

2 申し込み方法

1. の対象事業所で加盟店登録を希望される事業所は、加盟店登録申請書（裏面）に必要事項を記入の上、福知山商工会議所・福知山市商工会（本所及び2支所）のどちらかへ、申請してください。

※加盟店登録する際の登録料はありません。

3 加盟店の換金手数料負担

換金する際の手数料負担はありません。

4 交換・譲渡及び売買の禁止

加盟店は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはなりません。

5 登録の取り消し

別途定める「発行要領」の規定に違反したときは、当該加盟店に係わる登録を取り消すこととします。

6 加盟店の責務

- ① 事務局が配布するポスター等を消費者にわかりやすい場所に掲示する。
- ② 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券受取を拒否するとともに、その事実を事務局へ速やかに報告すること。
- ③ 取引により商品券を受け取ったときは、再流通を行ってはならない。
- ④ その他、別途定める「発行要領」について、誠意をもって実行すること。

7 その他

- ① 加盟店は配布された商品券見本を確認し、偽造対策に万全を期するものとする。
- ② 登録時に誓約書の提出をお願いするとともに、万一不正行為などが発覚した場合には法的処置を行うものとする。

★商品券は、85, 500セット、10月1日（火）より発売開始予定。

申込期間：令和元年9月2日（月）～令和元年9月17日（火）

（受付時間：午前9時～午後5時）

（土・日・祝日は受付場所が閉所日のため、受付できません。）

※加盟店登録は9月17日（火）以降も随時受け付けますが、購入者に配布するチラシに掲載の加盟店リストから漏れる可能性がありますので予めご了承ください。

—加盟店申込み問い合わせ先—

福知山商工会議所	TEL22-2108	FAX23-6530
福知山市商工会本所	TEL56-5151	FAX56-1797
福知山市商工会三和支所	TEL58-3667	FAX58-4113
福知山市商工会夜久野支所	TEL37-0001	FAX37-0507

『福知山市プレミアム付商品券』取扱加盟店登録申請書

令和元年 月 日

福知山商工会議所 様

登録番号

--

1. 申請者

住所又は所在地	〒		
事業所名	(フリガナ)		
代表者名	印	法人の場合：代表者又は支店印 個人の場合：認印(シャチハタは不可)	
電話番号			

この度、「福知山市プレミアム付商品券」の取扱いについて、下記の事業所・店舗の登録を申請します。

2. 登録を受けようとする事業所・店舗

業種	小売業 飲食業 サービス業 運輸・通信業 建設業 その他 ()	(※該当を○で囲んで下さい)
事業所名 (店舗名)	(フリガナ)	※上記「1. 申請者」と同じ場合は記入不要
所在地	〒 -	※上記「1. 申請者」と同じ場合は記入不要

注：福知山市内で2店舗以上の支店を登録される場合は、各事業所・店舗ごとに提出して下さい。

3. 精算方式 (以下どちらか、ご希望の記号に○を付して下さい)

- (ア) 現金での受け取りを希望する (但し、1回当たり5万円を限度とし、事前に「商品券換金依頼書」の提出後、指定する日にお支払いします。)
- (イ) 口座振込を希望する

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農協							支店
貯金分類	普通・当座	口座番号 (右詰め)						
口座名義	(フリガナ)			金融機関確認欄				

誓約書

この度、取扱加盟店の登録申請にあたり、本事業の目的を十分に踏まえ発行要領を遵守して履行します。尚、万一不正行為を行った場合には、一切の「福知山市プレミアム付商品券」の換金の中止、登録事業所名の公表、法的措置などを取られても一切異議は申しません。

署名

印